

持続的なこんにゃく生産を支える総合対策実施要領

制 定 令和4年3月28日 蚕園第30332-19号

第1 趣旨

農薬ポジティブリスト制度の施行や土壌消毒に対する周辺住民からの苦情、農薬使用に対する消費者意識の高まり等、こんにゃく生産を取り巻く環境の変化や生産者の高齢化等により、従来からの栽培方法では安定したこんにゃく生産の維持が困難となっている。また、こんにゃく製品の消費量は、食生活の変化等により減少傾向となっている。

このような課題を解決し持続的なこんにゃく産地を維持していくため、環境負荷軽減等の取組を中心に経営規模拡大や低コスト化、高付加価値化を目指す経営体を支援するとともに、こんにゃく消費拡大のための新たな販路開拓、各種イベントの開催及び広報活動等の取組を総合的に支援する。

第2 事業の内容等

1 事業主体

- (1) 「農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）」（以下「基盤法」）第12条第1項等の規定により、市町村長等から農業経営改善計画が適当であると認定を受けた者（以下「認定農業者」という。）
- (2) 基盤法第14条の4第1項の規定により、市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者。（以下「認定新規就農者」という。）
- (3) 農業者の組織する団体
 - ア 農業協同組合
 - イ 農事組合法人
農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人であって、県へ届出がされているもの
 - ウ 農地所有適格法人
農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人
 - エ 次に掲げる要件の全てを満たしている農業者団体
 - ア) 代表者の定めがあること
 - イ) 組織及び運営に関する規約等が定められていること
 - ウ) 組織を構成する農家戸数が3戸以上であること
- (4) 群馬県蒟蒻生産協会、群馬県こんにゃく組合、群馬県蒟蒻原料商工業協同組合
※【Ⅱ 消費拡大推進支援】に限る
- (5) その他知事が特に認めた者

2 事業の内容等

(1) メニュー

この事業は、以下メニューで構成する。各メニューの内容は、3 補助対象、要件及び補助率等に定めるとおりとする。

【Ⅰ 持続的なこんにゃく生産支援】

- (1) 環境負荷軽減技術の導入支援等
- (2) 経営規模の拡大・低コスト化支援
- (3) 高付加価値化支援（生芋加工、生芋こんにゃく契約生産）

【Ⅱ 消費拡大支援】

- (1) こんにゃく製品の販路開拓
- (2) 消費拡大推進支援

(2) 目標年度

【Ⅰ 持続的なこんにゃく生産支援】の目標年度は、事業完了年度の翌年度から3年後とする。

3 補助対象、要件及び補助率等

【I 持続的なこんにゃく生産支援】

メニュー	(1)環境負荷軽減技術の導入支援等	(2)経営規模の拡大・低コスト化の取組支援	(3)高付加価値化支援（生芋加工、生芋こんにゃく契約生産）
補助対象	環境負荷軽減を目的とした機械	ア 規模拡大、低コスト化を達成する機械 イ みやままさりの栽培に要する機械 ウ 越冬栽培に要する機械	ア 生芋こんにゃくの加工等に要する機械 イ 生芋こんにゃくを生産等に要する機械
要件	導入機械に応じ、①又は②の要件を満たすこと ① クロルピクリン代替薬剤処理機を導入し、目標年度までに、クロルピクリンの使用量を現状の概ね3割以上削減及びクロルピクリンの代替薬剤の使用面積が概ね30a以上見込まれること ② 温湯消毒機を導入し、目標年度までに種芋等の消毒に係る薬剤の使用量の3割以上削減に取り組むこと	上記ア～ウについて、以下記載のとおり要件を満たすこと。 【ア】①、②又は③ 【イ】①、②又は③、④ 【ウ】①、②又は③、⑤ ① 現状、作付面積が概ね3ha以上あること ② 目標年度までに、作付面積を1.5倍又は2ha以上拡大すること ③ 目標年度までに生産コストを概ね1割削減すること ④ みやままさりの導入面積が50a以上見込まれること ⑤ 越冬栽培の導入面積が30a以上見込まれること	上記ア、イについて、以下記載のとおり要件を満たすこと。 【ア】① 【イ】①、② ① 現状、作付面積が概ね3ha以上あること ② 生芋こんにゃく加工用として2年以上の栽培契約を締結すること
事業主体	第2の1に記載のある者（(4)は除く）		
補助率等	3分の1以内（1事業主体 補助金額の上限1,000千円）		
その他	事業採択は、メニュー(1)を優先する		

【Ⅱ 消費拡大支援】

メニュー	(1) こんにやく製品の販路開拓	(2) 消費拡大推進支援
補助対象	<p>ア 新たな販路開拓に係る経費 国内見本市等出展に係る小間料 ※オンライン開催のみの場合対象外</p> <p>イ 新商品開発及び宣伝に係る経費 (コンサル費用等)</p>	<p>ア 品質向上対策 品質検査・分析、品質向上研修会等</p> <p>イ 消費宣伝対策 消費宣伝 PR、広報資料作成、 調査・研修等</p>
要件等	<p>・上記アに係る要件は、①～⑥のとおりとする</p> <p>・上記イに係る要件は、メニュー(2)と同様とする</p> <p>① 国、地方公共団体、公的支援機関が主催する見本市等ではないこと</p> <p>② 事業主体が主催又は運営に携わる見本市等ではないこと</p> <p>③ 即売目的ではなく、製品の展示・商談を目的とした出展であること</p> <p>④ 他の自治体や公的機関からの補助・助成を受けていないこと</p> <p>⑤ 1事業主体につき累計3回までの利用とする</p> <p>⑥ 1事業主体につき年度内1回のみ利用とする</p>	<p>対象経費は、以下のとおりとする</p> <p>① 通信費</p> <p>② 印刷費</p> <p>③ 消耗品費</p> <p>④ 旅費</p> <p>⑤ 委託費</p> <p>⑥ 役務費</p>
事業主体	第2の1に記載のある者	
補助率等	<p>ア 新たな販路開拓に係る経費 (見本市等出展)</p> <p>① 初 回：2分の1以内 (補助金額の上限 150 千円)</p> <p>2回目：2分の1以内 (補助金額の上限 100 千円)</p> <p>3回目：3分の1以内 (補助金額の上限 100 千円)</p> <p>イ 新商品開発及び宣伝に係る経費 2分の1以内</p>	<p>2分の1以内 (補助金額の上限 150 千円)</p>

第3 事業の実施手続

1 実施計画書の作成

【Ⅰ 持続的なこんにやく生産支援】

市町村長等（県域団体が事業を実施する場合は、事業主体の長。それ以外の場合は、市町村長。以下同じ。）は、事業主体ごとに様式第3号により実施計画書を作成し、様式第2号総括表により整理するものとする。

【Ⅱ 消費拡大推進支援】

市町村長等（県域団体が事業を実施する場合は、事業主体の長。それ以外の場合は、市町村長。以下同じ。）は、事業主体ごとに様式第5号により実施計画書を作成するものとする。

2 事業計画の承認申請

【Ⅰ 持続的なこんにやく生産支援】

上記1の総括表及び実施計画書を作成した市町村長又は事業主体の長は、様式第1号に様式第2号及び様式第3号等を添付し、農業事務所長（以下「所長」）に提出して承認を受けるものとする。

【Ⅱ 消費拡大推進支援】

上記1の実施計画書を作成した市町村長又は事業主体の長は、様式第4号に様式第5号等を添付し、所長等（県域団体の場合は、知事。それ以外の場合は、所長。以下同じ。）に提出して承認を受けるものとする。

3 事業計画の承認要件

所長等は、上記2により提出された実施計画書が本要領に定める基準を満たし、目標の達成が確実であると見込まれる場合、その承認を行うものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年12月27日規則第68号（以下「規則」という。）第5条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。））に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合には、群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱（以下「交付要綱」という。）の第6により、交付決定前に着手できるものとする。

5 事業計画の重要な変更

(1) 市町村長又は事業主体の長は、所長等により承認を受けた事業計画の重要な変更をするときは、上記1から3に準じて行うものとする。

なお、重要な変更とは、次の(2)に該当する場合とする。

(2) 事業を構成する次の事項

- ア 事業主体の変更
- イ 補助対象機械等の変更
- ウ メニューの追加・取りやめ
- エ 事業費の30%を超える増減

6 事業の実施

事業主体は、県及び市町村の指導及び助言のもとに、実施計画に基づいて事業を実施する。なお、事業は単年度内に完了するものとする。

第4 事業の指導推進体制

所長等は、指導推進体制を整備し、実施計画の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

第5 助成

- 1 所長等は、この要領に基づいて実施する事業に対し、予算の範囲内において助成するものとし、補助金の交付に関しては群馬県蚕糸園芸振興事業補助金等交付要綱によるものとする。
- 2 補助率は、第2の3に定めるとおりとする。
- 3 補助額は、第2の3に定める上限を超えることはできないものとする。
- 4 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合は、当該金額は切り捨てるものとする。
- 5 消費税及び地方消費税は、補助対象には含めないこととする。

第6 利用状況等報告

【Ⅰ 持続的なこんにやく生産支援】

市町村長等は、この事業により導入した機械について、事業完了年度から目標年度までの間、翌年度の4月末日までに、当該年度分の機械利用状況報告書を作成し、様式第8号により所長等に提出するものとする。

【Ⅱ 消費拡大推進支援】

市町村長等は、この事業を利用した成果について、事業完了年度の翌年度から3年後までの間、翌年度の4月末日までに、当該年度分の事業実施結果（商談等成果）報告書を作成し、様式第9号により所長等に報告するものとする。

第7 補助事業に係る留意点

- 1 既存の機械を廃棄して、その代替として同種、同規模及び同効用の機械を導入する場合（更新）は補助の対象としないものとする。
- 2 補助対象となる機械は耐用年数が概ね5年以上のものとする。
- 3 農業機械の導入にあたっては、「農業機械適正導入のてびき」を準用し、原則として受益面積に応じた能力を有するものとし、記載のない機械についても、これに準じた適正な能力、台数の導入とするものとする。
- 4 リース事業については、次の事項に基づき実施するものとする。
 - (1) 事業主体は、農業協同組合とする。
 - (2) 年間リース料は、「事業主体負担（事業費－補助金）／当該機械の耐用年数＋年間管理費」以下であること。
 - (3) 利用者は、機械の利用を責任をもって行い、災害等により当該機械に異常が起きた場合は、速やかに事業主体に報告するものであること。

報告を受けた事業主体は、速やかに所長にその旨を報告し、指示を受けること。
 - (4) 事業主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。

なお、事業主体は、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。
- (5) 事業主体は、契約の締結にあたっては、あらかじめ所長等に協議するものとする。

第8 その他

- 1 本事業は、1つの農業事務所の区域を越える団体（以下「県域団体」という。）が実施する場合を除いて、原則として市町村を通じた間接補助事業とするが、やむを得ない理由があると判断される場合は、この限りではない。
ただし、やむを得ない理由とは以下の場合に限ることとする。
なお、事業主体が市町村を経由しない直接補助事業者となった場合、関係市町村から助言を求めるなど調整に努め、所長等に申請書等を提出すると同時に、その写しを関係市町村へ送付するものとする。
 - (1) 事業主体が、複数の市町村を活動範囲とする団体で、関係する市町村との間で調整ができない場合
 - (2) 市町村の予算措置後では、年度内の事業実施が困難と判断される場合
- 2 この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項については、知事が別に定める。
- 3 次の様式は、別紙のとおりとする。
 - (様式第1号) 令和〇〇年度持続的なこんにやく生産を支える総合対策【Ⅰ 環境負荷軽減技術の導入等支援】事業実施計画の承認について(申請)
 - (様式第2号) 令和〇〇年度持続的なこんにやく生産を支える総合対策【Ⅰ 環境負荷軽減技術の導入等支援】事業実施計画(実施)総括表
 - (様式第3号) 令和〇〇年度持続的なこんにやく生産を支える総合対策【Ⅰ 環境負荷軽減技術の導入等支援】事業実施計画(実績)
 - (様式第4号) 令和〇〇年度持続的なこんにやく生産を支える総合対策【Ⅱ 消費拡大支援】事業実施計画の承認について(申請)
 - (様式第5号) 令和〇〇年度持続的なこんにやく生産を支える総合対策【Ⅱ 消費拡大支援】事業実施計画(実績)
 - (様式第6号) 令和〇〇年度持続的なこんにやく生産を支える総合対策【Ⅰ 環境負荷軽減技術の導入等支援】事業実施計画の変更承認について(申請)
 - (様式第7号) 令和〇〇年度持続的なこんにやく生産を支える総合対策【Ⅱ 消費拡大支援】の事業実施計画の変更承認について(申請)
 - (様式第8号) 持続的なこんにやく生産を支える総合対策【Ⅰ 環境負荷軽減技術の導入等支援】により導入した機械利用状況について(報告)
 - (様式第9号) 持続的なこんにやく生産を支える総合対策【Ⅱ 消費拡大支援】により実施した事業実施結果(商談等成果)について(報告)

附則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から適用する。